

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人あむれっつとと称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を岡山県倉敷市に置く。

2 当法人は、従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

(目的)

第3条 当法人は、高齢者や障がい者などの方々、住み慣れた環境の中で主体的に自立した日常生活をおくることができよう必要とされるサービスの提供と、誰もが健やかに生きがいをもって暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与し、それに携わる者を支援、指導することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 健康づくりに関する各種事業
- (2) 介護・予防に関する各種事業
- (3) 趣味に関する事業
- (4) 各種支援活動及び指導活動事業
- (5) 各種セミナー及び研修事業
- (6) 各種情報提供事業
- (7) 当法人の事業に関する推進・普及啓発事業
- (8) 障害者総合支援法に基づく障がい者の自立を支援する事業
- (9) 成年後見制度の利用促進に関する法律に基づく成年後見制度の利用に関する事業
- (10) 福祉有償運送事業
- (11) 配食サービス事業
- (12) 前各号に掲げる目的を達成するために必要な収益事業
- (13) 前各号の事業に附帯する事業並びに当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、主たる事務所の掲示板に掲載して行う。

## 第2章 社員

### (会員の種類)

第6条 当法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 当法人の事業に賛助するために入会した個人又は団体
- (3) 一般会員 当法人の事業の活動に積極的に参加する個人
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という)上の社員とする。

### (会員の資格の取得)

第7条 当法人の会員になろうとする者はボランティア精神に基づき活動に参加できる者とする。

- 2 会員として入会しようとする者は、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事はその者が入会の条件に適合すると認めるときは、正当な理由が無い限り入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

### (経費等の負担)

第8条 会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。  
2 会員は、第41条に基づく入金金及び会費等を納入しなければならない。ただし、社員総会において別に定めがある場合は、それに従う。

### (会員の資格喪失)

第9条 会員は、次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 死亡若しくは失踪宣告を受けたとき
- (4) 1年以上会費を滞納したとき
- (5) 除名されたとき
- (6) 総社員の同意があつたとき
- 2 会員がその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

### (退社)

第10条 会員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第11条 当法人の会員が、次のいずれかの事由に該当するにいたったときには、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその会員を除名することができる。

- (1) 当法人の名誉を毀損したとき
- (2) 当法人の目的に反する行為をしたとき
- (3) 会員としての義務に違反したとき

(社員名簿)

第12条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

### 第3章 社員総会

(社員総会)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(開催地)

第14条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(招集)

第15条 社員総会の招集は、理事会がこれを決定し、代表理事が招集する。ただし、代表理事に事故があるときは、副理事が招集する。

- 2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各社員に対して発する。

(決議)

第16条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の

決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条第1項第1号並びに第2号に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理及び書面決議)

- 第17条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として社員総会の議決権を行使することができる。この場合においては、当該社員又は代理人は社員総会ごとに、代理権を証明する書面を当法人に提出しなければならない。
- 2 社員総会の決議について、書面により議決権を行使することができることとするときは、社員は、議決権行使書面に必要事項を記載し、社員総会の日時の直前の業務時間終了時までに当該記載をした議決権行使書面を当法人に提出しなければならない。
- 3 前2項の場合における前条の規定の適用については、当該社員は出席したものとみなす。

(議決権)

第18条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第19条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故があるときは、副理事が議長に当たる。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員等

(員数)

第21条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上 7名以内
- (2) 監事 1名以上 2名以内
- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。
- 3 その他の理事のうち、1名を副理事とすることができる。

(選任等)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必

要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

- 2 代表理事及び副理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。
- 3 監事は、理事又は従業員を兼ねることができない。
- 4 理事及び監事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係がある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事に ついても、同様とする。

#### (理事の職務権限)

- 第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 代表理事は、6箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務権限)

- 第24条 監事は、第37条第1項第1号ないし第5号の書類を監査する。
- 2 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 3 監事は、いつでも、理事及び従業員に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### (任期)

- 第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

#### (解任)

- 第26条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の3分の2以上をもって行わなければならない。

#### (報酬等)

- 第27条 役員の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利

益は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第28条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部に属する取引
  - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
  - (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実の遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第29条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第34条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

## 第6章 基金

(基金の拠出等)

第35条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

- 2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。
- 3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

## 第7章 計算

(事業年度)

第36条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第37条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。

これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第38条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出する。第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号並びに第5号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書

- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項第3号及び第4号、第5号の書類については、一般法人法施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の規定により報告され、又は承認を受けた書類の他、次の書類を主たる事務所に5年間、備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(1) 監査報告

(2) 会計監査報告

## 第8章 附 則

(最初の事業年度)

第39条 当法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から平成30年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第40条 当法人の設立時の役員は、次のとおりである。

設立時代表理事 山中祥吉

設立時副理事 横田健作

設立時理事 大西幸

設立時監事 藤井豊

(設立時の社員の氏名及び住所)

第41条 当法人の設立時の社員の住所及び氏名は、次のとおりである。

岡山県倉敷市酒津2814番地15

山中祥吉

岡山県倉敷市玉島乙島4101番地1

横田健作

岡山県倉敷市中島1079番地18

大西幸

岡山県倉敷市西阿知町250番地1

藤井豊



(入会金、会費及び使用料)

第42条 当法人の設立当初の入会金、会費は次に掲げる額とする。

(1) 入会金、会費

正会員	入会金	500円
	年会費	1,000円
賛助会員	入会金	30,000円
	年会費	10,000円
一般会員	入会金	500円
	年会費	1,000円

第43条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人あむれつと設立のため、この定款を作成し、設立時社員が以下に記名押印する。

平成29年12月1日

設立時社員 山中祥吉

設立時社員 横田健作

設立時社員 大西幸

設立時社員 藤井豊